Work and Holiday – Japan/Slovakia

2016年6月1日に、日本とスロバキア共和国間でのワーキングホリデーが開始されました。これにより、日本人青少年がスロバキアの国際ビザを申請できるようになります。

ワーキングホリデービザは、スロバキアで最長1年間の休暇・就労を目指す日本人青少年を対象としています。ワーキングホリデービザは、日本とスロバキアの相互理解を深めるための短期滞在ビザです。

スロバキア共和国は、スロバキアへの入国日から12カ月の間、何度でも出入国が可能な短期滞在ビザを、以下の条件を満たす日本国民に発給します。

1. 休暇を第一目的としてスロバキア共和国に滞在する。就学や就労は、付随的な目的とすること。
2. ビザ申請時に18歳以上30歳以下であること。
3. 別途ビザを所持/申請しない限り、申請者に被扶養者が同行しないこと。
4. 日本国によって発行された、ビザ発行日から15か月以上有効なパスポートを所持していること。
5. スロバキア滞在を可能とするに十分と判断しうる金額の明記された残高証明書

（4,000EURほどの残高証明、もしくは3,000EURほどの残高証明と帰国するための航空券）

1. ビザ申請料金の支払い（現在は33EUR）
2. スロバキア共和国に滞在中、海外旅行傷害保険に加入すること。加入する保険は、健康問題、緊急治療、入院、死亡をカバーすること。
3. 良好な健康状態にあり、伝染病などに感染しておらず、入国することでスロバキア社会への危険/脅威にならないこと。
4. 外務省により承認された無犯罪証明書を提出できること。
5. 過去にスロバキアの「ワーキングホリデー」査証を取得したことが無いこと。
6. スロバキア共和国に滞在中は、スロバキア共和国の法律、規制に従うこと。

スロバキア共和国は、条件を満たす日本人青少年に対して、最大で220粋のワーキングホリデービザを発給します。

スロバキア共和国により滞在を許可されたワーキングホリデービザの所有者は、入国日から最大で12カ月までの滞在が許可されます。また、その期間はスロバキア共和国からの出国/再入国が許可されています。指定されている以上に滞在期間を延ばしたり、滞在中に在留資格を変更したりすることは禁止されています。

ワーキングホリデービザを使ってスロバキア共和国に滞在している者は、滞在中の生活費/旅行費を稼ぐために就労が許可されます。また、短期間であればスロバキア共和国の生活や言語を学ぶために、語学学校やそれに準るコースで就学することも可能です。

申請方法

印刷した申請遺書を、東京都のスロバキア大使館までお持ちください。（東京都港区元麻布 2-11-33）

申請者は大使館を訪れるまでにビザ申請書類に必要事項を記入し、大使館の予約をしてください。

より詳細な情報が必要でしたら、スロバキア大使館までお問い合わせください。

ビザ申請者の状態によってビザ申請完了までの時間にばらつきがあるため、ビザ申請が完了するまでは、具体的な旅の準備を始めないでください。

※スロバキア大使館が公開している英語文章を翻訳した内容となっています。原本は下記をご参照くださいませ。